

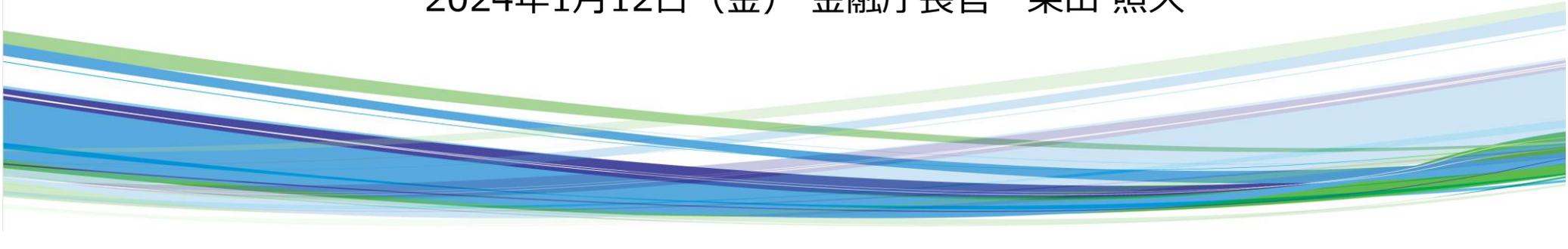


# 今後の金融行政の方向性

---

金曜例会

2024年1月12日（金） 金融庁長官 栗田 照久



## I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

- **金融機関による、資本金劣後ローンやREVICの活用等の、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等の徹底**を促す。事業者支援に関する重点的なヒアリングの実施を通じて金融機関の取組状況を確認し、把握した課題等について継続的に対話を行う。
- **事業者支援能力の向上**に向け、事業再生支援に関する知見・ノウハウの地域金融機関への展開、経営人材のマッチングの促進等を行う。
- **事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成**に向け、「経営者保証改革プログラム」の推進や事業全体に対する担保権の早期制度化に取り組む。

## II. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

- **資産運用立国の実現**に向け、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化等を推進し、「Japan Weeks」の開催等を通じて国内外へ積極的な情報発信を行う。新しいNISA制度に係る周知・広報や活用事例の蓄積、金融経済教育推進機構の設立等を通じた金融経済教育の充実など、**資産所得倍増プランを推進**する。
- **スタートアップの資金調達の円滑化**に向け、株式投資型クラウドファンディングの環境整備や、私設取引システム（PTS）の認可要件の緩和等を検討する。
- **コーポレートガバナンス改革の実質化や企業情報の開示の充実**に向けて、大量保有報告制度の見直しや非財務情報の開示の充実、四半期開示の見直し等を推進する。
- **サステナブルファイナンスを推進**するため、企業のサステナビリティ開示の充実やGXに向けた産業と金融の対話の促進、インパクト投資の推進等を図る。
- **デジタル社会の実現**に向け、フィンテック事業者の参入促進やデジタルマネー・暗号資産等に関する環境整備に取り組む。

## III. 金融システムの安定・信頼を確保する

- **グローバルな金融経済情勢等の動向を注視**し、金融システムの安定に与える影響を分析する。
- **金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築**に向け、ガバナンス、各種リスク管理態勢等、内部監査等についてモニタリングを行い、経営基盤の強化を促す。
- 利用者保護の観点から、金融機関に**法令等の遵守の徹底**を求める。
- **顧客本位の業務運営の確保**に向け、高リスクの金融商品の取扱いを含め、顧客の最善の利益に資する金融商品の組成・販売・管理等に関する態勢整備を促す。
- **マネロン対策等やサイバーセキュリティ、経済安全保障、システムリスク管理**について、世界情勢等を踏まえた対応を促す。

## IV. 金融行政を絶えず進化・深化させる

- **金融行政の高度化**のため、データ活用の高度化や財務局との更なる連携・協働の推進、国内外に対する政策発信力の強化に取り組む。
- **金融行政の組織力向上**のため、職員の能力・資質の向上を図るとともに、職員の主体性・自主性を重視した職場環境やいきいきと働ける環境の整備に取り組む。

# I. 資産運用立国の実現

- 新しい資本主義の下、我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金が投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで、更なる投資や消費に繋がる、**成長と分配の好循環**を実現していくことが重要。
- **これまで、①資産所得倍増プランや②コーポレートガバナンス改革等を通じ**、家計の安定的な資産形成の支援、企業の持続的成長、金融商品の販売会社等による顧客本位の業務運営の確保など、**インベストメントチェーンを構成する各主体に対する働きかけ**を行ってきた。**引き続き、こうした取組を推進**。
- これらの取組に続き、**インベストメントチェーンの残されたピースとして、③家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革**を図っていく。
- 残されたピースをはめ、**我が国経済の成長と国民の資産所得の増加**に繋げていく。

## 資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）

（今般策定した③に加え、①②も内包）

**販売会社**（銀行・証券）、アドバイザーによる  
顧客本位の業務運営の確保

**① 資産所得倍増プラン**  
（2022年11月）

**家計**の安定的な資産形成  
（NISAの抜本的拡充・恒久化や金融リテラシーの向上）

**③ 資産運用業・アセットオーナーシップ改革**

**資産運用業**の高度化や  
**アセットオーナー**の機能強化

**② コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた  
アクション・プログラム**（2023年4月）

**企業**の持続的な成長  
**金融・資本市場**の機能の向上

# I. 資産運用立国の実現

## ～資産運用立国実現プラン（資産運用業・アセットオーナーシップ改革の分野）～

### 1. 資産運用業の改革（資産運用力向上やガバナンス改善・体制強化、国内外からの新規参入と競争の促進）

- 大手金融グループにおいて、**資産運用ビジネスの経営戦略上の位置づけ**のほか、専門性の向上、運用人材の育成・確保等の観点から、**運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプラン**を策定・公表
- 資産運用会社の**プロダクトガバナンス**※に関する原則の策定
  - ※ 金融商品の組成に際しての想定顧客の明確化、期待リターンがコスト・リスクと見合っているかの検証等の商品の品質管理
- **日本独自のビジネス慣行や参入障壁**の是正
  - ※ 投資信託の基準価額に関する一者計算の普及に向けた環境整備など
- **金融・資産運用特区**の創設
  - ※ 金融庁と意欲ある自治体が協働して、関係省庁と連携しつつ、特定の地域において金融・資産運用サービスを集積し、高度化と競争力強化を促進。当該地域が金融・資産運用の対象として一体的に推進する重点分野を支援。2024年夏目途に特区のパッケージを策定・公表。
- **新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）**の策定・実施 ※ EMP : Emerging Managers Program
  - **金融機関**に、新興運用業者の**積極的な活用**や、**単に業歴が短いことのみによって排除しない**ことを要請。金融機関等の**取組事例を把握・公表**。
  - アセットオーナー・プリンシプル（後述）において、受益者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行する観点から、運用委託先の選定における新興運用業者の取扱いについて盛り込む。
  - 官民連携の下で、金融機関・アセットオーナーに**新興運用業者を一覧化したリスト（エントリーリスト）**を提供
  - 新興運用業者が**ミドル・バックオフィス業務を外部委託**すること等により、運用に専念できるよう**規制緩和**を実施

## 2. アセットオーナーシップの改革

### ● アセットオーナー・プリンシプルの策定（2024年夏目途）

※ アセットオーナーの範囲は、**公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド**など幅広いが、共通して求められる役割として、運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則を策定。

### ● 企業年金の改革

- ・ 確定給付企業年金（DB）について、加入者の最善の利益を達成するため、**運用委託先の定期的な評価、必要に応じて運用力次第で委託先を変える**などの見直しを促進
- ・ 小規模DBが**企業年金連合会の共同運用事業**を活用できるよう、**選択肢拡大を含め、事業の発展等**に向けた取組を促進
- ・ 企業型確定拠出年金（DC）において、労使合意に基づき指定運用方法の投資性商品への変更や運用商品の商品構成の改善など**運用方法の適切な選択がなされるよう、指定運用方法や運用商品の構成等に係る情報の見える化**、継続投資教育、**取組事例の横展開**等の取組を促進
- ・ 企業年金（DB・DC）について、厚生労働省が情報を集約・公表することも含めて、**運用状況等を含む情報の他社と比較できる見える化**を行う

## 3. 成長資金の供給と運用対象の多様化

- **スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進**（ベンチャーキャピタル向けのプリンシプルの策定、投資型クラウドファンディングに係る規制緩和、非上場有価証券の流通を促進するための規制緩和）
- **オルタナティブ投資やサステナブル投資などを含めた運用対象の多様化**（投資信託への非上場株式の組入れを可能とする、資産運用会社や有識者等の多様な関係者による対話の場である、「サステナビリティ投資商品の充実にに向けたダイアログ」を2023年内に開催）

#### 4. スチュワードシップ活動の実質化

- 東証による「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請を踏まえた**企業による計画策定・開示・実行の取組**について、東証と連携しフォローアップ。
- 機関投資家と企業との対話の促進等のための**大量保有報告制度等の見直しを含む実質的なエンゲージメント**の取組の促進。

#### 5. 対外情報発信・コミュニケーションの強化

- 世界の投資家等と対話を行い、ニーズを把握し、これに沿った形で資産運用業の改革を進めていくため、内外の資産運用会社を中心に、関係事業者や投資家等と連携しつつ、**資産運用フォーラムを立ち上げ**。そのための**準備委員会を2023年内に設立**。
- 自治体や関係事業者、投資家等との対話の機会を通じ、資産運用立国に関する施策について**意見交換**を行い、必要に応じて、**施策の深掘りや更なる施策の実施**について検討。

➡ 内閣官房等において、上記施策の**進捗状況を2024年6月目途に確認**。

## (参考) Japan Weeksについて

- 資産運用立国や国際金融センターの実現に向けたJapan Weeksを、本年9月25日から10月6日に開催
- 海外の投資家や資産運用会社等を集中的に日本に招致し、多くのイベントを開催。資産運用立国の実現に向けた新たな施策を表明したほか、日本での資産運用の課題や政府への期待について意見を収集。

日時	イベント	主催者	政府要人の参加と新たに表明した施策
9月25日	全国証券大会	日本証券業協会、全国証券取引所協議会、投資信託協会	総理と井林内閣府副大臣による来賓挨拶 ■ スタートアップ投資等のオルタナティブ投資やサステナブル投資の活性化などを含めた運用対象の多様化の推進
10月2日	日経サステナブルフォーラム 「世界の機関投資家の潮流」	日本経済新聞	総理による開会挨拶 ■ 大手金融グループによる運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表 ■ アセットオーナー・プリンシプルを来年夏をめどに策定 ■ 企業年金の運用高度化に向けた取組みを推進
10月3-5日	PRI in Person (PRI年次会議)	PRI事務局	10月3日に総理から基調講演 ■ サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログを年内に設置 ■ インパクト投資に関するコンソーシアムを年内に発足 ■ 政府として所要の環境整備を行い、日本の代表的な公的年金がPRI署名に向け作業を進めることを発表
10月3日	「金融ニッポン」 トップ・シンポジウム	日本経済新聞	鈴木大臣による冒頭挨拶 ■ 「金融分野に関する世界の都市ランキング」を近日中に公表
10月4日	金融改革フォーラム	日本経済新聞	神田政務官による冒頭挨拶
10月4日	10月4日「証券投資の日」 トークイベント	日本証券業協会、日本取引所グループ、投資信託協会	総理と鈴木大臣によるビデオメッセージ、井林内閣府副大臣によるトークイベント参加
10月4日	ネットワーキングディナー	Bloomberg	鈴木大臣による冒頭挨拶
10月5日	ウェルカムディナー	ブラックロック	総理による冒頭挨拶
10月6日	Japan Head of State/ Long Term Investors Summit	ブラックロック	鈴木大臣による開会挨拶、西村大臣によるパネル参加
10月6日	グローバル投資家との ラウンドテーブル	日本政府	鈴木大臣による開会挨拶、総理による締めくくり挨拶 ■ 日米を基軸とした資産運用フォーラムの準備委員会を年内に立ち上げ

# I. 資産運用立国の実現

## ～資産所得倍増プランの推進～

### 【新しいNISA制度の普及・活用促進】

- 新しいNISA制度（2024年1月開始）**について、制度の趣旨や内容の周知に努め、個々のライフサイクルに基づいた適切な制度の活用を促す。
  - ✓ NISA特設サイトの利用者目線での抜本的な見直し
  - ✓ 幅広い層への分かりやすさを追求したガイドブック等の作成
  - ✓ 財務局や業界団体等と連携したイベント・セミナーの開催 等
- 官民連携によるNISA推進戦略協議会の下、**NISA活用の優良事例の蓄積等**を通じて、NISAは使い勝手がよい信頼感ある制度であるとのイメージを浸透させていく（**ブランド化**）。
- 顧客の安定的な資産形成支援というNISA制度の趣旨を踏まえ、顧客に対する説明態勢の整備や適合性原則を踏まえた金融商品の提供、金融機関による**回転売買の勧誘行為の防止等の観点から、モニタリング**を実施する。
- 投資未経験者も含めた利用者利便の向上、サービスを提供する金融機関や利用者の負担軽減等の観点から、デジタル技術の活用等による、**NISAに係る手続の簡素化・合理化等**を進める。

NISA（一般・つみたて）の口座数と稼働率の推移



NISAの抜本的拡充・恒久化の概要

	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限化	無期限化
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理 (枠の再利用が可能)	
口座開設期間	恒久化	恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上	18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可	

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保  
(注2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理  
(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施  
(注4) 2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を旨とする

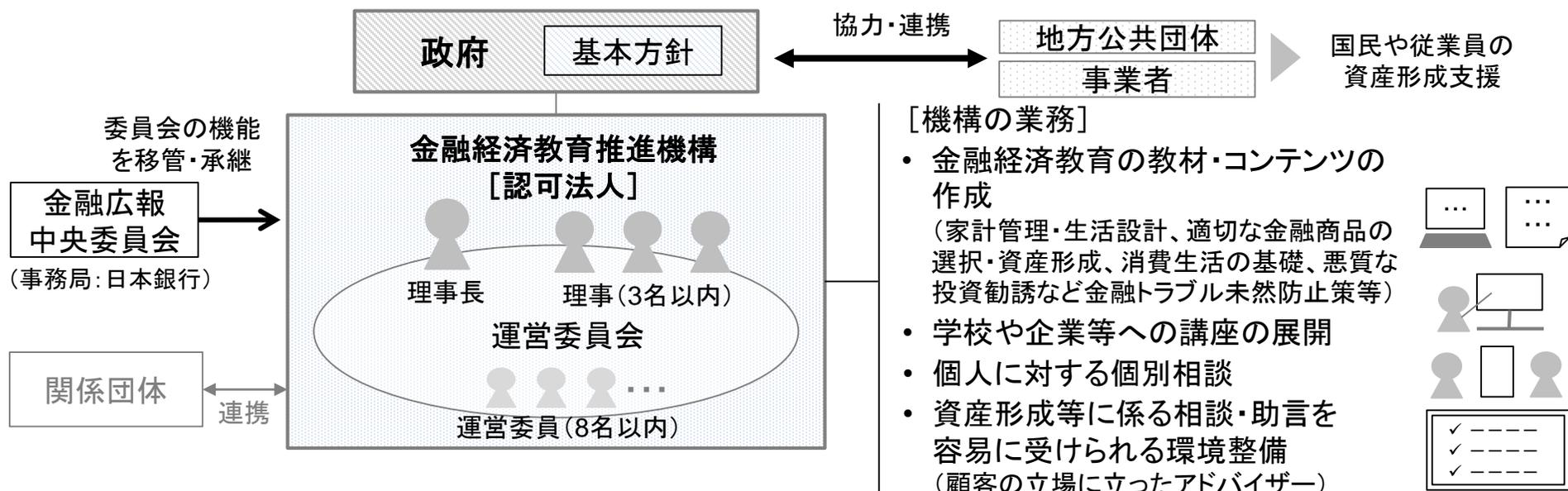
# I. 資産運用立国の実現

## ～資産所得倍増プランの推進～

### 【金融経済教育の充実】

- 国全体として中立的立場から、金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための体制を整備する。第212回国会において成立した改正金商法に基づき「**金融経済教育推進機構**」を2024年春に設立し、同年夏に本格稼働させることを**目指す**。
- 同機構において、
  - ✓ 多様なステークホルダーとの連携を通じて、**企業の雇用者向けセミナー**をより広く**支援・促進**するなど、教育活動を抜本的に拡充していく。
  - ✓ **講師向け養成プログラム**の導入等による教育の質の向上を進める。
  - ✓ 一人ひとりに寄り添った**個別相談**を実施していく。
  - ✓ **顧客の立場に立ったアドバイザー**の認定・支援を行うことを通じて、個人が安心して相談できる環境づくりに取り組む。

#### 金融経済教育推進機構の概要（イメージ）



# I. 資産運用立国の実現

## ～資産所得倍増プランの推進～

### 【顧客本位の業務運営】

- 金融機関において**顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリング**を行う。特に、以下について重点的にモニタリングを行う。
  - ✓ リテールビジネスへの経営陣の関与状況
  - ✓ 顧客本位に基づく持続可能なビジネスモデルの構築状況
  - ✓ 「取組方針」の質の改善と営業現場への定着状況・動機付け
  - ✓ 業界規則等を踏まえた仕組債への対応状況、販売実績や苦情に照らして留意すべき高リスクの金融商品（例えば、仕組債や外貨建一時払保険等）の販売・管理態勢
  - ✓ 実効性ある検証・牽制態勢を含めたPDCAの実践状況
- 金融事業者に対して、顧客の最善の利益を勘案して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を設けるとともに、家計の資産形成において重要な役割を担う企業年金等もその対象に加えることを内容とする、金融商品取引法等の一部を改正する法律案の成立を前提に、顧客の最善の利益が確保されるよう**モニタリングのあり方について検討**を行う。

# I. 資産運用立国の実現

## ～コーポレートガバナンス改革の実質化～

### 【コーポレートガバナンス改革の実質化】

#### ■ コーポレートガバナンス改革の実質化

- 「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」（2023年4月公表）を踏まえ以下を進める。
  - ✓ 資本コストの的確な把握やそれを踏まえた収益性・成長性を意識した経営の促進、
  - ✓ 女性役員比率の向上による取締役等の多様性向上を含むサステナビリティを意識した経営の促進、
  - ✓ 独立社外取締役の機能発揮に向けた啓発活動

等

#### ■ スチュワードシップ活動の実質化

- 「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」（2023年4月公表）を踏まえ、資産運用会社やアセットオーナーに対して、スチュワードシップ責任に関する活動の実質化に向けた取組を促す
- 大量保有報告制度の見直し等について、2023年中に結論を得て、関連法案の早期の国会提出を目指す

# (参考) 金融審議会 公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ 報告の概要

## (①公開買付制度)

- 公開買付制度について、市場内取引等を通じた非友好的買収事例の増加、M&Aの多様化といった環境変化を踏まえ、主な事項として以下のとおり提言。

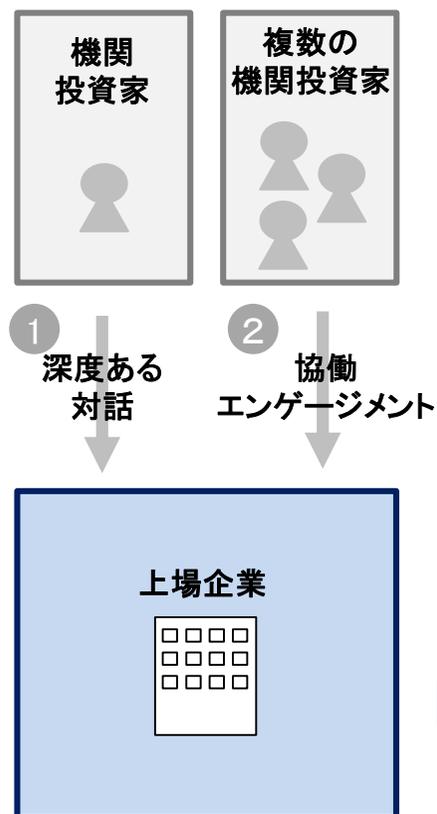
### 現行の公開買付制度の概要

	5%超	② 3分の1超	過半数	3分の2以上
市場外取引		5%ルール (TOBが必要。ただし、③ 上限を設定するTOBも可。)	3分の1ルール	全部買付義務 (上限の設定は不可。)
市場内取引 (立会内)		①	原則として規制対象外	

- ① 資本市場の透明性・公正性を確保するため、市場内取引を通じて企業支配権に重大な影響を与える場合にも、公開買付けの実施を義務付けるべき
- ② 企業支配権に重大な影響を与えるか否かの閾値を、議決権行使割合や諸外国の水準を踏まえ、「議決権の3分の1」から「議決権の30%」に引き下げるべき
- ③ 買付予定数に上限を設定した公開買付けを実施する場合、公開買付け後の少数株主との利益相反構造に対する対応等について説明責任を果たさせるべき  
(※)加えて、上限を付さない公開買付けを含め、公開買付者が任意に、公開買付けの成立後に追加応募期間を設けることができるようにすべき
- ④ 実態に即しない画一的な運用を避けるため、個別事案ごとに例外的な取扱いを許容する制度を設けるとともに、それを可能とするために当局の体制を強化すべき

- 大量保有報告制度や実質株主の透明性について、パッシブ投資の増加、企業と投資家の建設的な対話の重要性の高まり、協働エンゲージメント<sup>(※)</sup>の広がりといった環境変化を踏まえ、主な事項として以下のとおり提言。(※)複数の投資家が協調して、個別の投資先企業に対して特定のテーマについて対話を行うなどの行動を起こすこと。

### 大量保有報告制度



- 1 **パッシブ投資家が企業と深度ある対話を実施**できるよう、
  - ・「**企業支配権等に直接関係しない行為**」<sup>(※1)</sup>を「目的」とする提案行為を、
  - ・「**企業経営陣に採否を委ねる**」という「**態様**」で行う場合には、**報告書の提出頻度を緩和する特例**<sup>(※2)</sup>を受けられるよう**明確化**すべき

(※1)例えば、配当方針や資本政策に関する変更の提案。  
(※2)機関投資家は「重要提案行為」<sup>(注)</sup>を行わないとの要件のもと、報告書の提出頻度が緩和される特例の適用を受けている。  
(注)「重要提案行為」:代表取締役の選解任の提案など、事業活動に重大な変更・影響を及ぼす行為を目的とする場合は、「態様」を問わず該当。
- 2 **協働エンゲージメントを促進**する観点から、複数の機関投資家が**一定の合意**<sup>(※)</sup>を行わない限り、「**共同保有者**」として**保有割合を合算する必要がない**こととすべき
  - (※)例えば、機関投資家間において、共同して重要提案行為等を行うことを合意の目的とせず、かつ継続的でない議決権行使に関する合意をするような場合には、保有割合を合算する必要がないこととするなど
- 3 **現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引**について、潜在的に経営に対する影響力を有するものや潜脱する効果を有するものを規制の対象とすべき

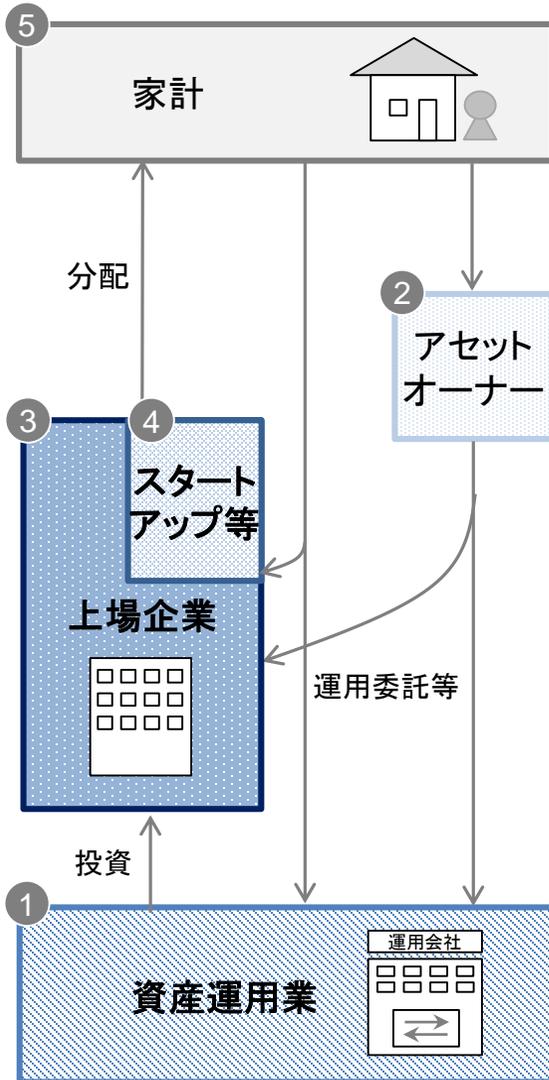
### 実質株主の透明性

- ・ **実質株主**<sup>(※)</sup>を効率的に把握できるようにするため、(1)機関投資家の行動原則として、株式の保有状況を発行会社から質問された場合にはこれに**回答すべきであることを明示**し、(2)**法制度上義務付ける**ことを検討すべき

(※)議決権指図権限や投資権限を有する者。

# (参考) 金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書の概要

- 家計からの投資の運用を担い、リターンを生み出す資産運用会社の高度化を図るとともに、企業への成長資金の供給を促し、その成果を家計に還元することで、インベストメント・チェーンを通じた「成長と分配の好循環」を推進し、資産運用立国の実現に向けた取組みを進める。



## 1 資産運用会社の高度化 ≫ 家計を含む投資家へのリターン向上、投資先の企業価値の向上

- 投資運用業の参入要件の緩和(ミドル・バックオフィス業務の委託等)★
- 新興運用業者促進プログラム(日本版EMP)の実施
- 大手金融グループにおける運用力向上やガバナンス改善・体制強化
- 金融商品の品質管理を行うプロダクトガバナンスに関する原則の策定
- 投資信託に関する日本独自の慣行の見直し(一者計算の促進等)

## 2 アセットオーナーに対する金融機関の取組み ≫ 顧客等の最善利益の確保

- 金融機関による顧客等の最善利益を確保する観点からの運用や、DC加入者への運用商品の適切な選定・提案、情報提供の充実を促進

## 3 スチュワードシップ活動の実質化 ≫ 日本企業・日本市場の魅力向上

- 企業価値向上に向けた対話促進のための大量保有報告制度の見直し等★

## 4 成長資金の供給と運用対象の多様化 ≫ スタートアップの活性化、収益機会の拡大

- ベンチャーキャピタル向けのプリンシプルの策定
- 非上場株式を組み入れた投資信託・投資法人の活用促進
- 投資型クラウドファンディングの活性化
- 事後交付型株式報酬に係る開示規制の明確化
- 非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化(仲介業者の規制緩和)★

## 5 家計の投資環境の改善 ≫ 金融リテラシーの向上、貯蓄から投資への推進

- 金融経済教育推進機構を中心とした金融経済教育の推進
- 累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げ(5万円から10万円に)

★は要法改正事項

## a 大手金融グループにおける運用力向上・ガバナンス改善・体制強化

- **大手金融機関グループ**において傘下資産運用会社等の人材育成を含む運用力向上やガバナンス改善・体制強化のための**プランの策定・公表**

## b プロダクトガバナンスの確保

- 資産運用会社による適切な金融商品の組成、管理、透明性を確保するための**プロダクトガバナンスに関する原則を策定**※

※「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂

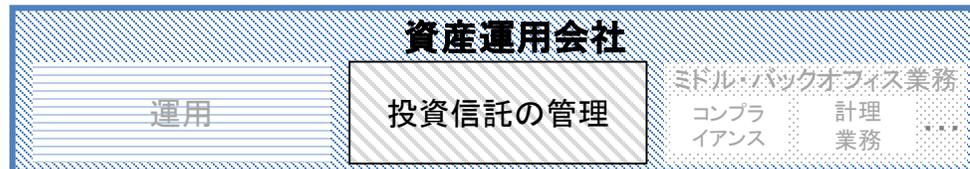
## c 投資信託に関する日本独自の慣行の見直し

- 基準価額の計算について資産運用会社と信託銀行の双方で行う**二重計算の慣行を見直し**(業界における一者計算に向けた計理処理の標準化等の取組みを後押し)
- 基準価額の計算過誤の訂正に関する**マテリアリティポリシー(重大性基準)**について、各社の定める**水準の適切性や投資家への周知の重要性を監督指針等に記載**

⇒ 投資運用業の参入障壁を緩和

## d 投資運用業の参入要件の緩和(ミドル・バックオフィス業務の委託等)

### ■ ミドル・バックオフィス業務の外部委託等による規制緩和



#### 「運用」を委託



#### 運用権限の全部委託

- **投資運用業における運用権限の全部委託を禁止する規制の撤廃**
- 運用委託先の管理について、必要な規定の整備

⇒ **特色ある運用会社への委託を促進**

#### 「ミドル・バックオフィス業務」を委託



#### 投資運用業者の登録要件緩和

- **ミドル・バックオフィス業務を受託する事業者**に**任意の登録制度を創設**(行為規制(善管注意義務等)等を適用)
- 登録業者に業務委託する場合には、**投資運用業の登録要件(体制整備等)を緩和**※

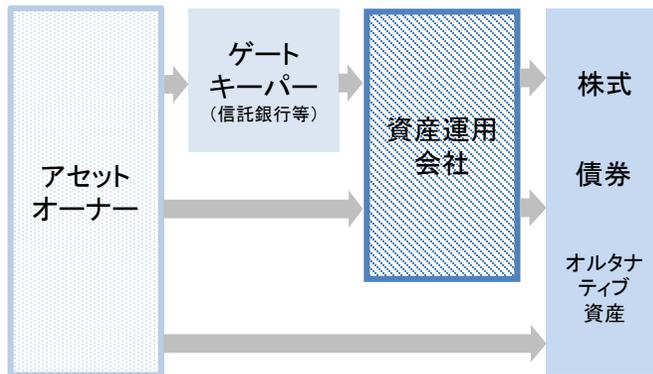
※業務を外部委託した場合、委託先の管理等が必要

## e 新興運用業者促進プログラム(日本版EMP(Emerging Managers Program))

- **金融機関・アセットオーナー**による優れた**新興運用業者の発掘・運用委託を後押し**。また、各主体による**具体的な取組状況を公表**
- **新興運用業者を一覧化したリスト(エントリーリスト)の提供**
- **金融創業支援ネットワーク**(注1)や**拠点開設サポートオフィス**(注2)等を拡充
- **ミドル・バックオフィス業務の外部委託等による規制緩和**(再掲)

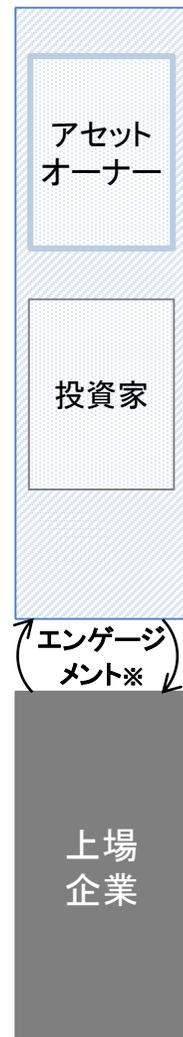
(注1)日本で拠点開設をする海外金融事業者(投資運用業、投資助言・代理業等)に対し、創業面や生活面の情報提供・相談・支援  
(注2)新規に日本に参入する海外の資産運用会社等の登録に関する事前相談、登録手続及び登録後の監督を英語で実施

## 2 アセットオーナーに対する金融機関の取組み(⇒顧客等の最善利益の確保)



- アセットオーナーから運用委託を受ける**資産運用会社等**は、アセットオーナーのリスク許容度等を考慮したうえで、**最善の利益を確保するための運用**を行う必要
- 企業型確定拠出年金(DC)の**運営管理機関(金融機関)**は加入者の最善の利益を確保する観点から、**適切な運用商品の選定・提示や情報提供の充実等**を行う必要
- 当局は、アセットオーナーを支える**金融機関を適切にモニタリングし、必要に応じて改善を求めていくことが不可欠**

## 3 スチュワードシップ活動の実質化(⇒日本企業・日本市場の魅力向上)



- スチュワードシップ・コードの趣旨を踏まえ、**自らの置かれた状況(規模・運用方針等)に応じた対応の促進や、協働エンゲージメントの取組みの積極的な活用**
- 実効的なエンゲージメントの促進のための**制度の見直し(大量保有報告制度における「重要提案行為」や「共同保有者」の範囲の明確化)**
- **資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた東証の要請(①現状分析、②計画の策定・開示、③実行)を踏まえた企業の対応を一層促す観点からフォローアップ**

※ 企業と投資家との建設的な対話

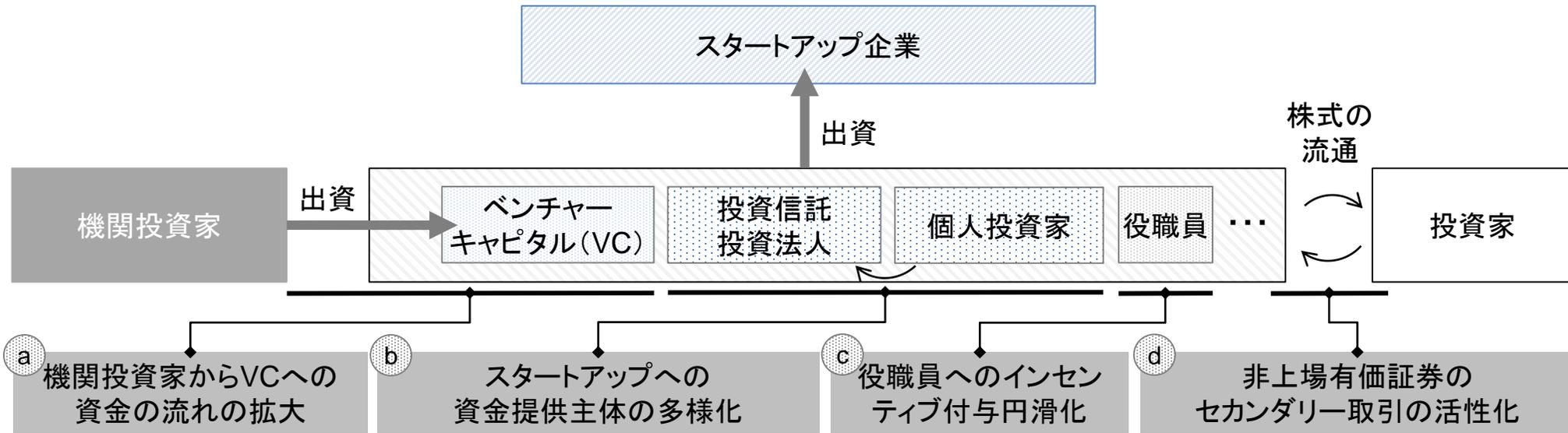
## 5 家計の投資環境の改善(⇒金融リテラシーの向上、貯蓄から投資への推進)

金融経済教育推進機構を中心とした金融経済教育の推進

- 家計が資産運用会社や金融商品を適切に選択するためには**金融リテラシーの向上が不可欠**
- **金融経済教育推進機構を中心に官民一体となって、金融経済教育に取組むことが重要**

累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げ

- **新しいNISA制度において、つみたて投資枠は年間120万円(月10万円)になる**
- **累積投資契約のクレジットカード決済上限額について、つみたて投資枠をカバーできるように規定を見直し(5万円から10万円に)**



- a** 機関投資家からVCへの資金の流れの拡大
- VCのガバナンス等の水準を向上させ、長期投資に資するアセットクラスとしてのVCの魅力高めるため、「ベンチャーキャピタル・プリンシプル」を策定
  - VCが保有する有価証券の評価の透明性を向上させるため、公正価値評価を推進

- b** スタートアップへの資金提供主体の多様化
- 投資信託への非上場株式の組入れを行うための枠組み(自主規制規則)の整備、上場ベンチャーファンドの促進(開示頻度の緩和等)
  - 投資型クラウドファンディングの活性化
    - 企業の発行総額上限  
1億円→5億円(1~5億円は簡素化された開示様式を利用可)
    - 投資家の投資上限  
50万円→年収や純資産に応じた設定

- c** 役員へのインセンティブ付与円滑化
- 企業が役員に付与する譲渡制限付株式ユニット(RSU)等の事後交付型株式報酬について、有価証券届出書に代えて、臨時報告書の提出を認める特例を設ける

- d** 非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化
- 非上場有価証券の取引の仲介業務への参入を促すため、
    - プロを対象とし、原則として金銭等の預託を受けない場合は、第一種金融商品取引業の登録要件を緩和
    - 私設取引システム(PTS)について、取引規模が限定的な場合は、認可を要せず、第一種金融商品取引業の登録により運営可能とする

## II. 四半期開示の見直し

課題

- 企業経営や投資家の投資判断においてサステナビリティを重視する動きが見られる中、企業開示において、中長期的な企業価値に関連する非財務情報の重要性が増大
- 金融商品取引法に基づく四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信には重複がみられ、コスト削減や効率化の観点から見直すべきとの指摘

- 中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けた企業開示制度の見直しを実施
  - ・ 人的資本を含むサステナビリティ情報等の開示の充実〔府令改正事項〕と併せ、
  - ・ **企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止**

- 1 上場企業の第1・第3四半期については、**金融商品取引法上の四半期報告書を廃止**し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化

【金融商品取引法第24条の4の7第1項を削除】

(注1) 当面は、四半期決算短信を一律義務付け。今後、適時開示の充実の状況等を見ながら、任意化について継続的に検討

(注2) 虚偽記載に対しては、取引所のエンフォースメントをより適切に実施

- 2 見直し後の**半期報告書**については、
  - ・ **現行の第2四半期報告書と同程度**の記載内容
  - ・ 監査人によるレビュー
  - ・ 提出期限は決算後45日以内

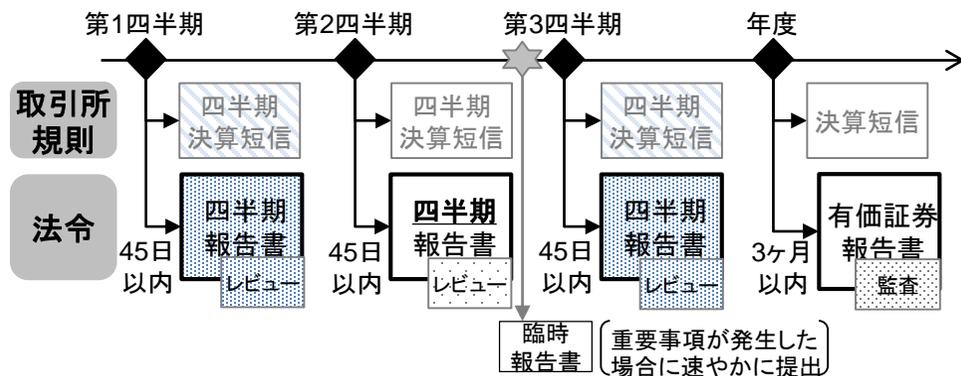
【改正金融商品取引法第24条の5第1項】

- 3 **半期報告書及び臨時報告書**は、法令上の開示情報としての重要性が高まることから、**公衆縦覧期間**(各3年間・1年間)を**5年間**(課徴金の除斥期間と同様)へ**延長**

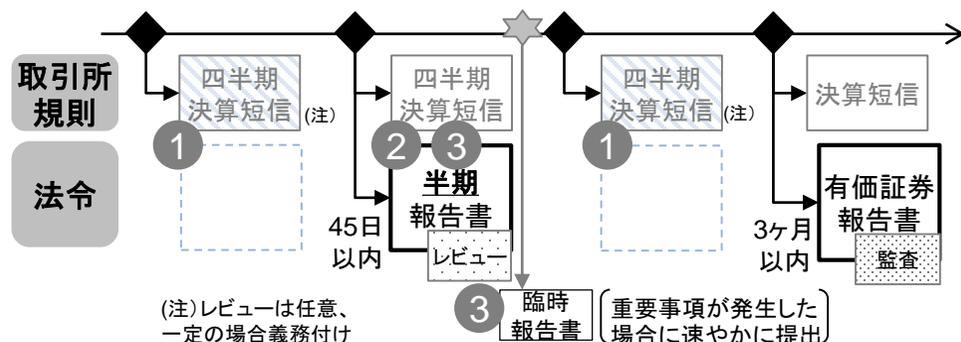
【改正金融商品取引法第25条第1項】

対応

現行



見直し



(注) レビューは任意、一定の場合義務付け

# II. 四半期開示の見直し

## ～四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂（案）の概要～

- 四半期開示の見直しに伴う監査人のレビューに係る必要な対応について、2023年9月より、企業会計審議会監査部会において議論を開始。年度の財務諸表の監査を実施する監査人が行う期中レビュー業務の全てに対応できるようにするため、四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂案を取りまとめるべく検討中。

年度監査
四半期レビュー

対象	一般目的/特別目的の財務諸表	四半期レビュー	一般目的の <b>四半期財務諸表</b>
実施者	監査人	年度の監査人と同一	
意見/結論 表明	適正性意見/ 準拠性意見	<b>適正性結論</b>	
準拠すべき 基準	一般に公正妥当と認められる監査の基準 ➢ 監査基準 ➢ 実務の指針	一般に公正妥当と認められる監査の基準 ➢ <b>四半期レビュー基準</b> ➢ 実務の指針	

1Q
2Q
3Q
年度

年度 : レビューの基準が対象とするもの

(注1) 四半期レビュー基準では、一般目的の四半期財務諸表に対する**適正性に関する結論表明を行う場合のみ**を規定

(注2) 監査基準では、一般目的/特別目的の財務諸表に対する**適正性/準拠性に関する意見表明を行う場合**を規定

(注3) 第2四半期について、銀行等の特定事業会社等が提出する半期報告書等に含まれる中間財務諸表に対して、中間監査基準に基づき監査が行われる

年度監査
期中レビュー

対象	一般目的/特別目的の財務諸表	期中レビュー	一般目的/ <b>特別目的の期中財務諸表</b>
実施者	監査人	年度の監査人と同一	
意見/結論 表明	適正性意見/ 準拠性意見	<b>適正性結論/ 準拠性結論</b>	
準拠すべき 基準	一般に公正妥当と認められる監査の基準 ➢ 監査基準 ➢ 実務の指針	一般に公正妥当と認められる監査の基準 ➢ <b>期中レビュー基準</b> ➢ 実務の指針	

1Q
2Q
3Q
年度

(注4) **期中レビュー基準**では、一般目的/**特別目的**の期中財務諸表に対する**適正性/準拠性**に関する結論表明を行う場合を規定

# Ⅲ. 金融システムの安定・信頼の確保

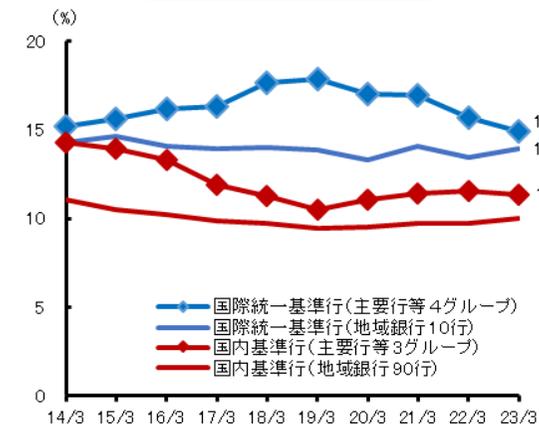
## ～業態横断的なモニタリング方針～

- 金融機関を取り巻く環境が変化する中でも、金融機関においては、健全性を維持しつつ、法令等の遵守を徹底し、顧客本位の業務運営を行い、金融仲介等の機能を十分に発揮していくことが求められる。
- このため、金融庁としては、金融経済情勢や世界情勢を的確に把握するとともに、データ分析や金融機関との対話等を通じて、金融機関に対する深度あるモニタリングを実施していく。

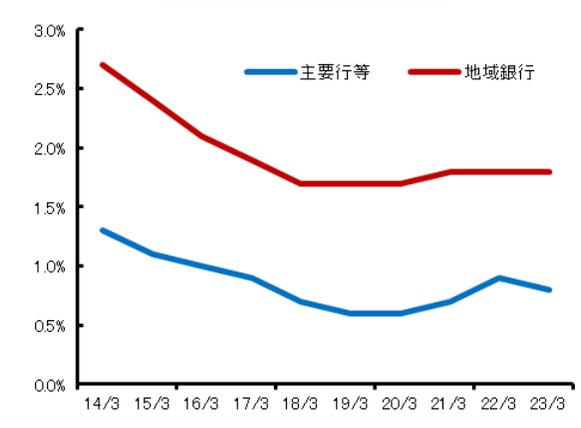
### 【経営基盤の強化と健全性の確保】

- **金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築**に向け、金融機関の経営戦略（※）を確認するとともに、営業基盤、財務基盤、ガバナンスや各種リスク管理態勢、内部監査等について対話等を通じたモニタリングを行い、**経営基盤の強化**を促す  
 ※ 人的投資や人材育成の取組、業務のDX推進や銀行業高度化等会社の活用を通じた、新規ビジネスの開拓、利用者利便の向上、コスト削減等の方策を含む。
- 世界的な金利上昇や2023年春の欧米における銀行セクターの混乱等にも留意しつつ、国内外の金融政策・金利動向を含め、**グローバルな金融経済情勢等の動向を注視**し、その動向が金融システムの安定に与える影響について分析を行っていく。
- 金融機関との対話等においては、金融機関の役職員の**心理的安全性の確保**に努める。また、金融機関や新規参入希望者からの法令解釈に関する問い合わせ等に対しては、可能な限り、迅速で明確な回答に努める。

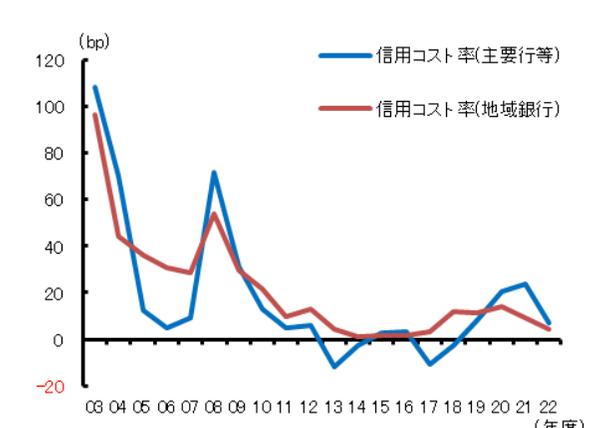
自己資本比率の推移



不良債権比率の推移



信用コスト率の推移

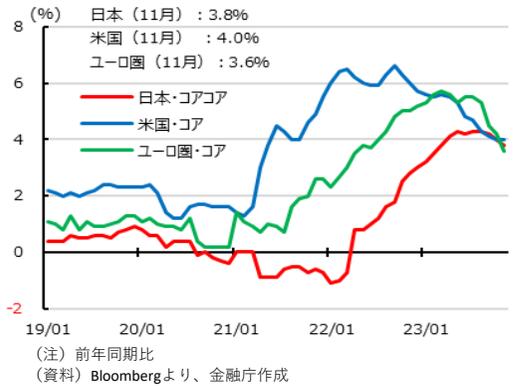


# Ⅲ. 金融システムの安定・信頼の確保

～（参考）現下の金融経済情勢～

- 世界経済は労働需給の逼迫等を要因として基調的なインフレ圧力が続いているが、足元では緩和傾向が見られる（図表1）。景気は底堅さを維持しているが、インフレに対処するため諸外国の中央銀行が金融政策を急速に引き締めたこともあり、世界経済の先行きの不確実性が高まっている。
- 金融市場では、金利が世界的に上昇した（図表2）ほか、為替市場はドル・ユーロに対して円安基調が続き、国内物価の上昇に影響を及ぼしている（図表3）。本邦株価は堅調に推移し、日経平均株価・東証株価指数（TOPIX）は足下で1990年以来の高水準を記録した（図表4）。また、金融緩和を背景に、本邦不動産価格も上昇している（図表5）。我が国経済は、コロナからの経済活動の正常化が進み、総体として企業収益が増加している一方（図表6）、倒産件数は足下で増加しつつある（図表7）。

（図表1）消費者物価指数（コア）の推移



（図表2）10年国債利回りの推移



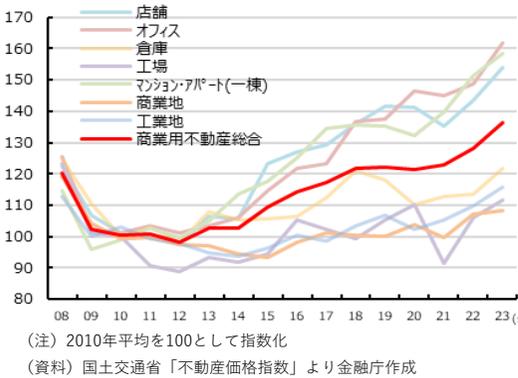
（図表3）為替市場の推移



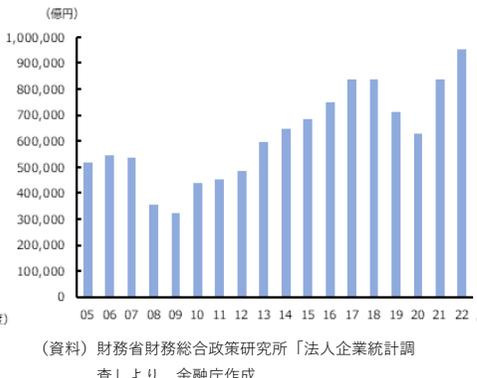
（図表4）先進国株価指数の推移



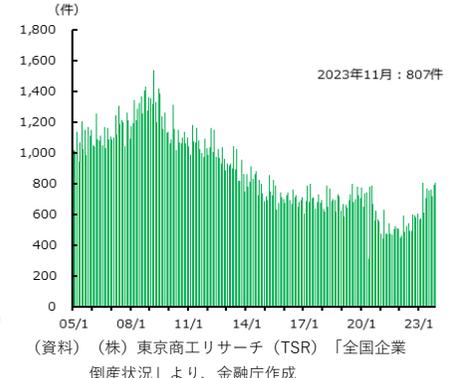
（図表5）不動産価格指数（商業用不動産）



（図表6）法人企業の経常利益の推移



（図表7）倒産件数の推移



# Ⅲ. 金融システムの安定・信頼の確保

## ～業態横断的なモニタリング方針～

### 【マネーローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の強化】

- マネロン対策等は国際的に重要課題と認識されている。国内でも金融サービスが特殊詐欺等に悪用される例が多数確認。マネロン対策等の徹底は金融業を行う上での前提条件であること、犯罪に多用される場合は我が国の国際的な信認をも損なうおそれがあることを強く認識した上で、マネロン対策等を早急に講じる必要。
  - ✓ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（2021年11月公表）で求めている実効的な態勢整備を金融機関が2024年3月までに完了するよう、業界団体と連携し、フォローアップを行う。
  - ✓ 特に、規程類の整備を含め、実効的な取組の前段階となる部分において**進捗が遅れが見られる金融機関**には、集中的に**モニタリング**を行い、期限を意識した着実な対応を促す。
  - ✓ 2024年4月以降の態勢の有効性検証等のため、**検査・監督体制のあり方について検討**を進める。

#### 金融機関に認められるマネロン対策等の課題

##### ●リスクの特定については洗い出しが不十分

- 業種別のリスクの特定・評価の際に、他の特定事業者を洗い出していない事例。
- 犯罪収益移転危険度調査書（年次）やガイドラインの改正がリスクの特定・評価に反映されていない事例。
- リスク評価書の作成の際にコンプライアンス部署のみで作成している事例。

##### ●リスク評価の手法が策定されていない、規程化されていない

- 手順/手続が文書化/規程化されていない事例。
- 疑わしい取引の届出の分析、凍結要請、捜査関係事項照会書をリスク評価に反映させる規程となっていない事例。

##### ●顧客管理は犯罪収益移転防止法対応が中心でリスクに応じた対応ではない

- 高リスク顧客は、犯罪収益移転防止法第4条2項の厳格なる取引時確認の対象先のみ限定されている事例。
- 継続的顧客管理に係る規程等を整備しておらず、リスクに応じた調査項目も定まっていない事例。

##### ●方針・手続・計画等の見直しがされておらずPDCAが回せていない

- 方針、計画の見直し手続きが定められておらず、実際にPDCAも行われていない事例。

##### ●取引モニタリングシステムはシナリオ・敷居値の見直しが不十分

- シナリオ・敷居値の有効性検証ができておらず、見直しがなされていない事例。

# Ⅲ. 金融システムの安定・信頼の確保

## ～業態横断的なモニタリング方針～

### 【サイバーセキュリティの強化】

- サイバー攻撃が一層巧妙化し、金融機関で被害が発生しているほか、検査でも、セキュリティ対策が不十分な事案が確認されている。このため、経営陣のリーダーシップの発揮状況を含め、金融機関における**サイバーセキュリティ管理態勢**について検証し、その強化を促す。課題に対して計画的に対処しているかという観点から、特に、以下の点に関して**重点的にモニタリング**を行う。
  - ✓ 定期的な脆弱性診断・ペネトレーションテスト等を通じた**自社対策の有効性の検証**
  - ✓ 演習等を通じた**インシデント対応能力の検証**が適切に行われているか
  - ✓ 上記を含め、各種検証の結果把握した課題について**計画的に対策**を講じているか
- サイバーセキュリティ管理態勢の成熟度を評価する**点検票に基づく自己評価の実施**を地域金融機関、保険会社及び証券会社に求め、自律的な態勢の強化を促す。
- 金融庁が主催する金融**業界横断的なサイバーセキュリティ演習** (Delta Wall VIII) を通じ、業界全体の事態対処能力の向上を促す。

### 【経済安全保障上の対応】

- 金融サービスを含めたインフラ機能の安全・信頼を確保するため、**経済安全保障推進法**の円滑な制度開始 (2024年春) に向け、政令等の整備、関係機関との連携、「**基幹インフラ制度に関する相談窓口**」の運営等を通じた関係事業者との丁寧な対話を進める。

### 【システムリスク管理態勢の強化】

- 重大な顧客被害が発生した場合または発生するおそれがある場合、**機動的に金融機関のシステムリスク管理態勢** (外部委託先に対する管理態勢を含む) **を検証**し、必要に応じて改善を促す。
- リスクの高いシステム統合や更改**については、システムの安定稼働を確保する観点から、金融機関のプロジェクト管理の実効性を検証する。
- 大手金融機関を中心に、**ITレジリエンス**について実態把握や対話を行う。

# (参考) 現下の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall Ⅷ) について

## 金融分野のサイバーセキュリティを巡る状況

- ▶ 世界各国において、大規模なサイバー攻撃が発生しており、攻撃手法は一層高度化・複雑化
- ▶ 我が国においても、サイバー攻撃による業務妨害、重要情報の窃取、金銭被害等の被害が発生している状況
- ▶ こうしたサイバー攻撃の脅威は、金融システムの安定に影響を及ぼしかねない大きなリスクとなっており、金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上が不可欠

## これまでの演習の概要

- ✓ 過去7回、演習を実施
- ✓ 2016年度は77先・延べ約900人、2017年度は101先・延べ約1,400人、2018年度は105先・延べ約1,400人、2019年度は121先・延べ約2,000人、2020年度は114先・延べ約1,700人、2021年度は150先・延べ約2,700人、2022年度は160先・延べ約3,500人が参加
- ✓ 参加金融機関の多くが規程類の見直しを実施・予定しているほか、社内及び外部組織との情報連携の強化に関する対応を実施・予定しており、本演習を通じて対応態勢の改善が図られている

## 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall Ⅷ)

- ▶ 2023年10月、**金融庁主催による8回目の「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」(Delta Wall Ⅷ(注))を実施**

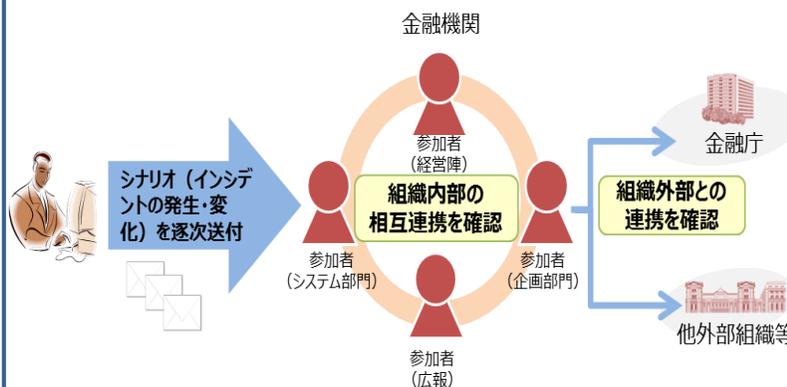
(注)Delta Wall: サイバーセキュリティ対策のカギとなる「自助」、「共助」、「公助」の3つの視点(Delta) + 防御(Wall)

- ▶ 昨年度対象外としていた保険会社を対象としつつ、重要インフラ事業者の参加率向上の観点から、**165先が参加**(昨年度から5先増)
- ▶ 銀行業態については、これまでの演習の成熟度を踏まえ、重要な業務に影響が波及するようなシナリオで難度を高めつつ、インシデント時の業務の優先度など経営層を含めたディスカッションの内容や十分性を検証。その他のシナリオについてもインフラシステムの停止等を含め難度を高めつつ、演習の高度化を図る
- ▶ 昨年度に引き続き、テレワーク環境下での対応も含めたインシデント対応能力の向上を図るため、**参加金融機関は自職場やテレワーク環境下で演習に参加**

### 演習の特徴

- ✓ インシデント発生時における**初動対応、技術的対応を含めた攻撃内容の調査・分析、封じ込め・根絶、顧客対応、復旧対応等の業務継続**を確認
- ✓ 経営層や多くの関係部署(システム部門、広報、企画部門等)が参加できるよう、**自職場参加方式**で実施
- ✓ 対応できなかった項目の自己分析結果を提出することとし、評価の要因を明確化することで、演習効果を高める
- ✓ 参加金融機関がPDCAサイクルを回しつつ、対応能力の向上を図れるよう、具体的な改善策や優良事例を示すなど、**事後評価に力点**
- ✓ 本演習の結果は、参加金融機関以外にも**業界全体にフィードバック**

### 演習スキーム



### 【演習シナリオの概要】

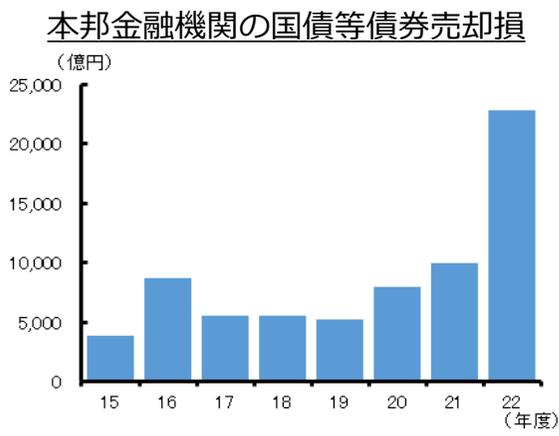
- **銀行**
  - ✓ (ブラインド方式のため非開示)
- **信金・信組**
  - ✓ 業務システムや端末の停止等が発生(業態内インフラシステムの停止含む)
- **証券**
  - ✓ 業務システムの停止等が発生(証券インフラシステムの一部停止含む)
- **生命保険会社・損害保険会社・資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者**
  - ✓ ネットワーク機器の脆弱性を端緒とした業務システムの停止等が発生

# Ⅲ. 金融システムの安定・信頼の確保

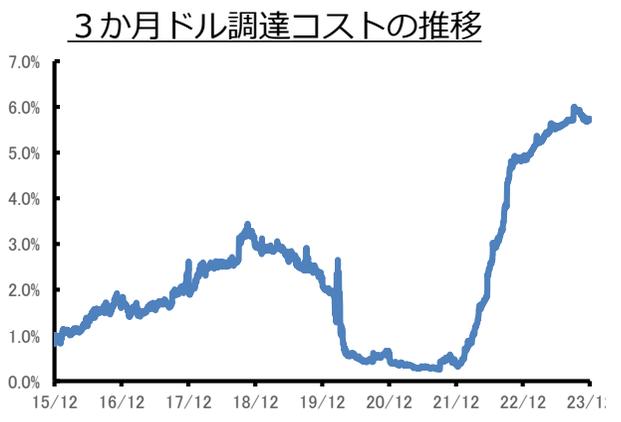
## ～業種別モニタリング方針～

### 【主要行等】

- 主要行等は、我が国経済に大きな影響力を有し、質の高い金融サービスを安定的に提供することが求められている。上記の業態横断的モニタリングの各項目に関し、**業務の規模・複雑性に応じた高水準の態勢**が確立されているかモニタリングを行う。
  - ✓ **信用リスク**に関して、内部格付の付与や償却・引当に係るプロセス、事業再編資金等のニーズの高い分野の融資慣行について対話を行い、各行における必要な対応を促す。
  - ✓ **市場リスク・流動性リスク**に関して、各行の運用・調達方針を確認の上、資産と負債の総合管理の状況を含め、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢を重点的に検証し、その高度化を促す。
  - ✓ 日本銀行と共同で、各行共通のシナリオに基づくストレステストを実施し、各行の分析手法の改善を促す。
  - ✓ 各行が、国境や銀信証の業態を超えた業務展開を推進する中、各行の戦略について対話を行い、**グループ・グローバルのガバナンスの高度化**を促す。



(注) 対象は主要行等及び地域銀行  
(資料) 金融庁



(注1) Libor廃止の影響により、2022年1月以降はリスクフリーレートベースで算出  
(注2) 直近は2023年12月25日  
(資料) Bloombergより、金融庁作成

# Ⅲ. 金融システムの安定・信頼の確保

## ～業種別モニタリング方針～

### 【地域金融機関】

- 地域金融機関がその役割を果たしていくためには、自身の**経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立**することが重要。経営トップにおいては、取り巻く環境の変化が非常に速くなっていることを踏まえ、**時間軸を意識しながら、経営改革を進める必要**。
- 一方で、地域金融機関は、**経営資源に一定の制約**を有する場合が多い。経営改革を進めるためには、置かれている経営環境や直面している各種課題の全体やその性質、軽重等を踏まえた上で、**課題解決に向けて経営資源をどのように配分していくか**、検討することが不可欠。金融庁・財務局は、こうした点に十分留意しながら各種対話を行う。

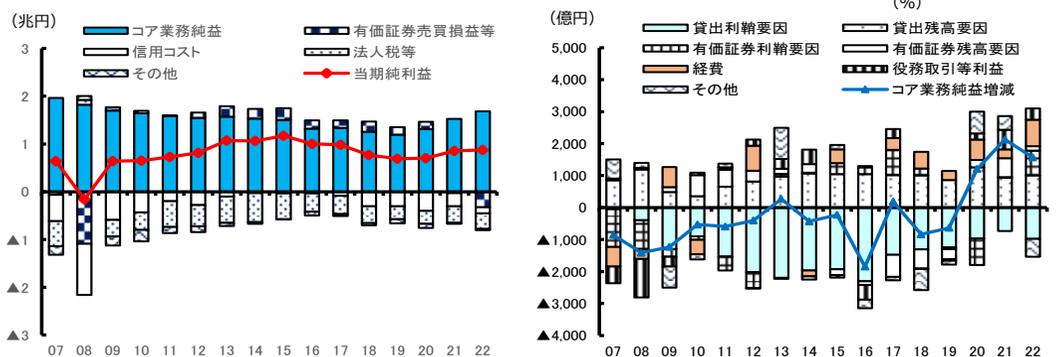
#### (地域銀行)

- 株主や取締役会による**ガバナンスの発揮状況**や**人的投資・人材育成への取組状況**について、経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行う。
- 国内外の**金融経済情勢**（特に我が国の**金融政策・金利動向や大口与信先の状況等**）が地域銀行に与える影響や各行の対応を把握する。
- 各行の経営方針やリスクテイクの状況を踏まえながら、**有価証券運用の状況や市場リスク管理態勢、流動性リスク管理態勢**のほか、一部金融機関で増加が見られる**LBOローン、不動産ノンリコースローン**を含む**不動産業向け融資、大口融資や県外融資の審査・期中管理態勢**等について、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングしていく。

#### (協同組織金融機関)

- 相互扶助の理念の下、中小・零細事業者の多様なニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献することで、自らも**経営基盤を強化**し、持続可能な経営を確立することが重要。このため、**金融仲介機能の発揮状況**や**人的投資・人材育成**の取組状況等について対話を進めるとともに、**収益性向上**に向けた様々な工夫を促す。
- 国内外の金融経済情勢の動向等を踏まえ、**リスクテイクの状況やそれに応じたリスク管理態勢**の構築状況等について随時にモニタリング
- 中央機関については、協同組織金融機関による**地域課題の解決・経営基盤の強化に資する取組への支援**を進めることを促す。

地域銀行の純利益の推移（左図）とコア業務純益の増減要因（右図）



(資料) 金融庁

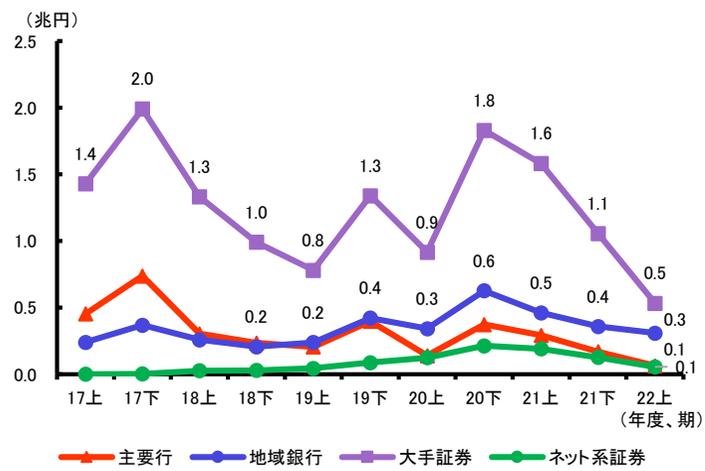
# Ⅲ. 金融システムの安定・信頼の確保

## ～業種別モニタリング方針～

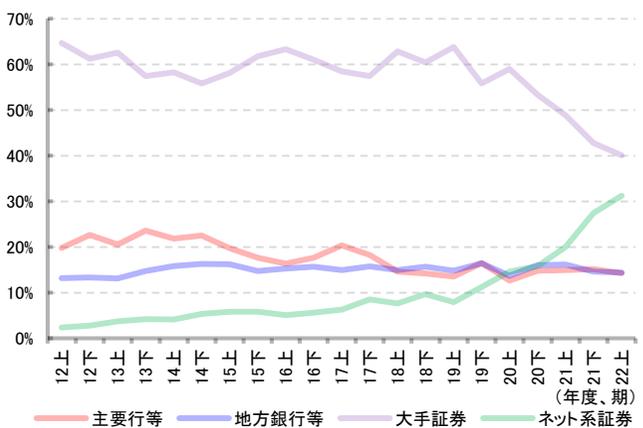
### 【証券会社】

- 市場の公正性の確保に積極的に貢献することが求められている他、成長性のある企業の資金調達を支えるとともに、家計の安定的な資産形成を促進する担い手として、**資産所得倍増プランの実行にも大きな役割**を果たすことが期待されている。
- 仕組債等の**高リスクの金融商品の組成・販売勧誘態勢等**について、法令や自主規制規則等に則っているかモニタリングを行う。
- プロダクトガバナンスの強化**も含め、顧客本位の業務運営の取組を深化させ、顧客の真のニーズを捉えるべく不断の取組が行われるよう対話を通じて促していく。不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、**実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢**が構築されているかについてモニタリングを行う。
- 取引のオンライン化・低廉化や商品・サービスの多様化等の**競争環境の変化**を踏まえ、**持続可能なビジネスモデルのあり方**について経営陣を含めて深度ある対話を行うとともに、業容に応じたリスク管理態勢の構築を促していく。
- グローバルな事業展開**をしている大手証券会社については、**海外ビジネスにおける安定的な収益性の確保に向けた具体的な戦略・施策やその取組状況、事業戦略に見合った実効性のあるガバナンスやリスク管理態勢の構築状況**に係るモニタリングを行う。

仕組債の販売額の推移



投資信託販売額シェアの推移



(注)「地方銀行等」は、地方銀行と埼玉りそな銀行を合算したものの、他の業態は全体注と一緒に  
 (出所) 一般社団法人 金融財政事情研究会

### Ⅲ. 金融システムの安定・信頼を確保する

#### ～業種別モニタリング方針～

##### 【保険会社】

- **総論：**
  - 保険会社には、**法令遵守、保険契約者の保護**が厳しく求められる。また、保険代理店との適切な関係の構築、管理が必要。**昨今の不適切事案については、不適切な行為の全体像やその原因の究明を徹底して行い、その上で、保険契約者の保護に欠ける問題が認められた場合には、法令等に基づき厳正に対応していくとともに、有効な再発防止策の策定及び実施**に取り組む。
  - 少子高齢化や自然災害の頻発・激甚化、自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化を見据え、デジタル化を活用した効率的な業務運営や顧客ニーズの変化に即した商品開発等を通じて、**持続可能なビジネスモデルを構築**する必要。
  - グループ・グローバルのガバナンスの高度化について、その取組の着実な進展を海外当局とも連携しつつ対話を通じて促していく。
  - 資産運用の状況を含めた財務の健全性について、金融市場の動向を踏まえ、モニタリングを行っていく。くわえて、**経済価値ベースのソルベンシー規制の円滑な導入**に向けて、具体的な検討を進めていく。
- **損害保険会社：**近年の自然災害の頻発・激甚化による保険金支払いの増加等により、火災保険料率が上昇傾向。こうした中で、損害保険会社に対して、**統合的リスク管理（ERM）の高度化**、顧客ニーズやリスク実態等を踏まえた**補償内容・保険料率の見直し**、**防災・減災のサポート**等に向けた対応を促していく。また、財務局と連携し、顧客本位の業務運営の更なる推進に向けた取組を促していく。
- **生命保険会社：**営業職員による不適切事案が継続的に発生している状況を踏まえ、生命保険協会と連携しつつ、**営業職員管理態勢の高度化**に向けたフォローアップを行う。また、公的保険制度を踏まえた保険募集の推進を行っていく。
- **少額短期保険業者：**財務局と連携し、監督指針の見直しを踏まえた**モニタリングの高度化**を進める。さらに、少額短期保険業者に対し、財務の健全性や業務の適切性を確保するための態勢整備を引き続き促していく。